

小規模事業者持続化補助金のご紹介

小規模事業者持続化補助金は、自ら策定した経営計画に基づく販路開拓等の取組の経費の一部を補助し、生産性向上や持続的発展を図ることを目的としている制度です。

<一般型 通常枠>

補助上限：50万円

※上記金額に加え、インボイス特例対象事業者の方は50万円上乗せ、賃金引上げ特例対象事業者の方は150万円上乗せ、両特例対象事業者は最大200万円上乗せされます。

補助率：2/3

対象経費：機械装置等費、広報費、ウェブサイト関連費、展示会等出展費（オンラインによる展示会・商談会等を含む）、旅費、新商品開発費、借料、委託・外注費

<創業型>

創業後1年以内の小規模事業者等

※上記金額に加え、インボイス特例対象事業者の方は、50万円の上乗せあり

補助上限：200万円

補助率：2/3

対象経費：<一般型 通常枠>と同様

※車輛や汎用品、通常の人件費や家賃、仕入れ等は原則対象外となります。詳しくは公募要領でご確認ください。

本内容は<一般型 通常枠>第19回公募（4/30 17時公募締切）、<創業型>第3回公募（4/30 17時公募締切）の内容のため、今後の公募では変更になることがありますのでご注意ください。



経営セーフティ共済とは？

経営セーフティ共済とは、取引先企業が突然倒産し、売掛金の回収が困難になり、連鎖して倒産してしまうのを防ぐための制度にです。

①

無担保・無保証人で掛金の10倍まで借入れ可能！

共済金貸付額の上限は「回収困難となった売掛金債権等の額」もしくは「納付した掛金総額の10倍（最高8,000万円）」の、いずれか少ない金額になります。

②

掛金を損金または必要経費にできる！

月額掛金は5,000円～20万円の範囲で設定でき、増額・減額も可能です。そして、支払った掛金を損金（法人の場合）または必要経費（個人事業主の場合）として確定申告時に算入できます。

③

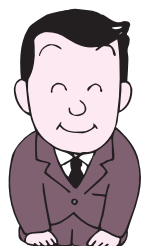
解約手当金の受け取りができる！

掛金を12か月以上納めていれば、掛金総額の8割以上が、40か月以上納めていれば、掛金全額が戻ります。ただし、12か月未満は掛け捨てとなります。

弁護士による無料個別法律相談会

会員のみ

商工会会員に限り、予約を受け付けております。
事前に日程調整をさせていただき、相談日を決定いたします。
是非、ご活用ください。



事前予約制 商工会（TEL 043-422-2037）までお申し込みください。